

保存版
Ver3

車検対応

豊富なオプション

コスパの良い中古トレーラーハウス



事務所・営業所・休憩所・お店・別荘・離れ

Used-trailer-house

中古トレーラーハウス情報館

検索

<https://tyuko-trailerhouse.jimdo.com/>

一般社団法人 モバイルユニット普及協会

高品質でリーズナブルな中古トレーラーハウス販売

コスパの良い「中古トレーラーハウス」



■当協会の中古トレーラーハウスとは？



当協会の中古トレーラーハウスは、品質の良い市販の「中古ユニットハウス」と「車検付き新品トレーラー」を組み合わせた中古トレーラーハウスです。

中古トレーラーハウスでありながら、3サイズから選択

でき、豊富なオプションが用意されています。ハウスとトレーラーは脱着式になっており、ハウスの交換・改修が可能です。

市街化調整区域や空きスペースで事務所、休憩所、店舗・離れ、シェアオフィス、運送業の営業所、発熱患者用診察室等に利用できます。

中古トレーラーハウスの特徴

1 様々な用途・業種に対応

主な用途：運送会社の認可事務所、住宅展示場事務所、自動車販売事務所、観光地区での案内所、教習所の事務所、テニススクール事務所、チケットショップ、バス休憩所、レンタカー営業所、飲食店、物販店の出店など



2 大手ユニットハウス会社のリユース

トレーラーハウスに使用するハウスは、大手ユニットハウス会社のリユース品です。洗浄・補修し新たに整備し直した製品です。サイズは、2坪4帖・3坪6帖・4坪8帖の3タイプがあります。オプションも豊富で、外装・内装とも揃っています。中古ユニットハウスは一年保証付きです。



4 コスパが良い

市販ユニットハウス（中古リユース品）を使用したことで業界屈指のコスパの良さを実現しました。本体価格の業界相場250万円～450万円が200万円～300万円で販売中です。※サイズ・仕様によって異なります。



5 市街化調整区域に設置可能

中古トレーラーハウスは、車検対応型トレーラーハウスとなり建物ではなく車両とみなされる為、市街化調整区域でも設置することができます。運送会社の営業所やレンタカー事業所など新しい使い方が注目されています。

※設置条件は、事前に管轄の市役所など自治体で確認下さい。



3 車検に対応したトレーラーハウス

中古トレーラーハウスに使用するトレーラーは、当協会製作の車検対応型です。ハウスとトレーラーは工具を使用せずに着脱できる専用構造になっています。継続車検はトレーラーのみで受けます。ハウスとトレーラーの分離はクレーン吊りで行います。



6 移設・売却・処分・交換が容易

急な移設や数年後に移設すると分かっている場合、車検対応トレーラーハウスは便利です。また需要が多いトレーラーハウスは売却がしやすく、本製品は分離ができる為処分も容易です。古くなった場合、別のユニットハウスに交換も可能です。（積載不可もある為事前相談必要）



価格・仕様

■中古トレーラーハウス（新品トレーラー+中古ユニットハウス）



① ハウス床面積
7.22m² (2.18坪)



② ハウス床面積
9.45m² (2.85坪)



③ ハウス床面積
12.57m² (3.80坪)

中古ユニットハウス（リユース品）	標準装備	新品トレーラー	本体価格
①ハウス床面積: 7.22m ² (2.18坪) 品番32J 外寸: L3300×W2357×H2675	分電盤、照明器具、換気扇、スイッチ、コンセント、引戸、窓パネル	2坪4帖タイプW2490×L5252	ご相談
②ハウス床面積: 9.45m ² (2.85坪) 品番41J 外寸: L4260×W2357×H2675	分電盤、照明器具、換気扇、スイッチ、コンセント、引戸、窓パネル、給気口φ100	3坪6帖タイプW2490×L6160	ご相談
③ハウス床面積: 12.57m ² (3.80坪) 品番54J 外寸: L5890×W2350×H2675	分電盤、照明器具、換気扇、スイッチ、コンセント、引戸、窓パネル、給気口φ200	4坪8帖タイプW2490×L7070	ご相談

※本製品の中古ユニットハウスは豊富なオプションが用意されています。

網戸、ブラインド、タイルカーペット、外壁カラー、外壁カラー、エアコン、キッチンカプセル、トイレカプセル、ドア（片開きドア、両開きガラスドア）など

※中古ユニットハウスの詳細はお問い合わせ後にお知らせします。

※トレーラーは予備検査付きです。

※紹介している中古ユニットハウスの購入（契約）は、保証の関係上お客様側で行います。設置の確認書を交わします。

※価格・仕様は変更になっている場合があります。ご相談下さい。

車検取得（予備検査付）トレーラー（車台/シャーシ）について



基本サイズ3タイプ 下記以外は特注サイズで製作します

タイプ 車体サイズ	2坪4帖タイプ W2,490mm×L5,252mm (けん引部分1,200mm) H780mm	タイプ 車体サイズ	3坪6帖タイプ W2,490mm×L6,160mm (けん引部分1,200mm) H780mm
最大積載量 車両重量	2,750kg/1,300kg (2タイプ有り) 約660kg	最大積載量 車両重量	2,750kg/1,250kg (2タイプ有り) 約700kg
タイプ 車体サイズ	4坪8帖タイプ W2,490mm×L7,070mm (けん引部分1,200mm) H850mm	最大積載量 車両重量	2,600kg 約860kg



国内生産

熟練スタッフが製作対応することで高品質な製品に仕上がっています。



新脱着構造採用

トレーラーとハウスを固定・解除する金具です。ハウス積載時、位置決めの金具を各ユニットハウスサイズに合わせ抜き差しできる新脱着構造を採用（特許出願済）



電気ブレーキ付

けん引車のブレーキと共に働く様に設計されています。使用には、けん引車側に電気ブレーキコントローラーが必要。



けん引車

トラック、中型以上のSUV車等でけん引ができます。けん引には、けん引免許が必要です。



けん引装置

ヒッチボールとポールマウントを使用したけん引装置を車両に装着下さい。



車検について

車検登録時に、自動車取得税、重量税、自動車税、自賠責保険が必要。車検継続時に、重量税、自動車税、自賠責保険が必要。

必要な部品・オプション

その他必要な費用

品名	価格	備考
固定ジャッキ	ご相談	6個～10個必要
金具＆ロック（4個）	ご相談	特注サイズトレーラーの場合は掲載価格と異なります
調査＆設計費	ご相談	特注サイズトレーラーの場合は調査＆設計費が必要です
脱着オプション工事費	ご相談	ジャッキによるハウス分離クレーン吊で分離する場合不要
脱着用ジャッキ	ご相談	脱着オプション工事選択時4個～8個必要
電気ブレーキコントローラー	ご相談	自身で牽引する場合に必要（けん引車側に必要）

品名	価格	備考
運搬費	ご相談	条件によって変わります
設置費	ご相談	条件によって変わります
車検時法定費用	実費	車検についてを確認下さい
ライフライン接続費	接続業者による	電気・給水・排水・ガスなど

※運搬に宿泊が必要の場合、宿泊費が必要です。

※資材価格変動などにより販売価格は変更している場合があります。

一般社団法人 モバイルユニット普及協会 TEL: 058-216-3306 FAX: 058-216-3307

〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町927番地1

<https://tyuko-trailerhouse.jimdofree.com/> メール: info@mobileunit.net

予備知識

維持費

車検付き車台には以下の費用が必要です。トレーラーの大きさ、用途、検査期間により金額が違います。
トレーラーハウスの区分、普通貨物車8トン未満の場合は、初回2年、次回以降1年車検となります。
以下の表は貨物車区分での説明となります。

	車検取得時	車検継続時	金額
環境性能割	○	×	原則、本体代金の3%
自動車税	○	○	10,200円（年額）
重量税	○	○	32,800円（継続時16,400円）
ナンバープレート代	○	×	720円（地域により異なる）
自賠責保険（初回は25ヶ月）	○	○	5,250円

※各種税金を納付する印紙代（700円～2,000円）が別途必要。

継続車検

継続車検は、ご自身で軽自動車検査協会や地方陸運支局へ持ち込むか民間車検場などへ委託して受けていただきます。
事前に灯火類や足回り品などのチェック（修理交換）も必要です。
必要な書類は、自動車検査証、自賠責保険証書（次の検査期限まで期間がある場合）、納税証明書、印鑑です。

車庫証明

小型トレーラー、普通トレーラーでナンバー取得するには車庫証明が必要です。ナンバー取得手続き前に車庫証明を取得下さい。
予備検査→車庫証明取得→本車検登録の順番になります。
車庫証明は証明書が交付されるまで一週間程度かかります。
軽トレーラーは、お住まいによりナンバー取得後に車庫届出が必要になります。

それ以外の予備知識はHPでご確認下さい

予備検査（予備車検）

トレーラーの予備検査とは、軽自動車検査協会や地方陸運支局で、車両の法定基準の検査を受け公道を走行できる車両と認められることです。予備検査済みのトレーラーは、既に検査済みですので本車検登録（ナンバーを取得）するだけで公道を行なうことが可能です。

※小型・普通トレーラーは封印が必要ですので地方陸運支局への持込が必要です。

※予備検査は3ヶ月間の有効期限がありますので期限内に持込が必要です。

本車検登録

本車検登録は、予備検査証などの必要書類を持って、管轄の陸運支局や自動車検査登録事務所に行き登録の手続を行ないます。手続き完了しますと、ナンバー付きになりますので公道を走れるようになります。本車検登録は、ご自身で行うか当協会に依頼します。当協会では、二通りの仕方があります。

(A) 当協会が仮ナンバーで管轄する陸運支局にトレーラーを持ち込みます。当日依頼主様と待ち合わせをして、本車検登録をします。

(B) 出張封印サービスを利用します。希望する管轄のナンバーを移送する前に取得して本車検登録します。もしくは、仮ナンバーで希望する設置場所に移送し、設置場所で本車検登録します。

けん引免許

車両総重量750kg以下：普通免許以上

（自動二輪車でけん引する場合は運転する自動二輪車に適した免許以上）

車両総重量1500kg以下：普通免許以上+ライトトレーラー限定免許以上

車両総重量1990kg以下：普通免許以上+ライトトレーラー限定免許以上

車両総重量3500kg以下：普通免許以上+第一種けん引免許以上
※最大積載量が3000kg以下

トレーラーハウスの正しい設置方法

トレーラーハウスを車両扱いにするには？

トレーラーハウスは、駆動装置を備えない車両ですが正しい設置方法を行わないと車両として認められず建築物に該当します。その為、トレーラーハウスとして設置する場合は、以下のルールを守ります。

- ・隨時かつ任意に移動できる状態で設置しそれを維持継続すること
- ・土地側のライフライン（水道・電気・ガス等）との接続が工具を使用しないで着脱できること
- ・車検取得または、基準緩和認定をうけて適法に公道移動できること

詳細基準

- ・隨時かつ任意に移動できる状態で設置し、設置場所から公道まで障害物なく移動できること
- ・車輪が取り外されていないこと。走行に支障がない状態のこと
- ・車輪以外でトレーラーを支持されている部品は、工具なしで取り外しができること
- ・階段、テッキ等をトレーラーハウス本体に直接接続しないこと
- ・土地側のライフライン（水道・電気・ガス等）との接続が工具を使用しないで着脱できること
※給水管、排水管、電気配線の接続方法が工具を使用しないで着脱できること
※ガスボンベがレンチで簡易着脱できること
- ・エアコンの室外機がトレーラーハウスに積載されていること
- ・通信回線の接続方法が工具をしないで着脱できること
- ・適法に公道を移動してきたことを公的な書類で証明できること。（車検証または基準緩和認定書等）

一般社団法人 モバイルユニット普及協会 TEL: 058-216-3306 FAX: 058-216-3307

〒504-0923 岐阜県各務原市前渡西町927番地1

<https://tyuko-trailerhouse.jimdofree.com/> メール: info@mobileunit.net

導入事例

ユニットハウスを積載した車検付トレーラーハウスを導入した事業者様を紹介します。



S様（運送業） 設置場所：三重市街化調整区域 目的：事務所・待機所
ユニットハウス：5帖タイプ（36帖） 特注 補足：事務所兼待機所用トレーラーハウスとして利用



E様（自動車販売業） 設置場所：愛知県 豊田市 目的：事務所
ユニットハウス：②6帖タイプ 補足：事務所用トレーラーハウスとして利用



B様（運送業） 設置場所：愛知県北名古屋市 市街化調整区域 目的：事務所・待機所
ユニットハウス：③8帖タイプ 補足：事務所兼待機所用トレーラーハウスとして利用



A様（産業廃棄物処理業） 設置場所：茨城県 市街化調整区域 目的：事務所
ユニットハウス：③8帖タイプ スペースカプセル付き（トイレ） 補足：事務所用トレーラーハウスとして利用



K様（建築業） 設置場所：京都 目的：レンタル事業
ユニットハウス：③8帖タイプ 補足：イベント時の貸し出し

NEWS

市街化調整区域で運送業の営業所が認可されました

ショーナン・ロジテック様よりご依頼いただき製作した、株式会社モールデック（一般社団法人 モバイルユニット普及協会）開発の車検対応型トレーラー（ナガワ社製のユニットハウスSH-H4型を積載）が東広島市志和町で一般貨物自動車運送事業の営業所として認可されました。（認可は平成30年9月10日付）

お客様の声として、大阪運輸倉庫様のHPより引用しております。

ショーナン・ロジテックでは東広島市志和町に一般貨物自動車運送事業の営業所を新たに開設しました。この営業所所在地は市街化調整区域であることから、営業所の新設認可は不可能（下記要件参照）とされてきましたが、ショーナン・ロジテックの親会社である大阪運輸倉庫は地方自治体や運輸支局と協議を重ねてまいりました。

その結果を基に各務原市の株式会社モールデック（一般社団法人 モバイルユニット普及協会）と、ユニットハウス積載用フルトレーラー（特許出願済み）を開発しました。トレーラーハウスでもなくキャンピングカーでもない新たな仕組みです。「**大きな投資を必要とせず簡単に実現**」これをキーワードに開発はスタートしました。ユニットハウスはナガワ社製のSH-H4型の積載を想定して設計しており、実際にナンバープレートを取得したうえで営業所／休憩所としての認可につながりました。

これまで一般貨物自動車運送事業の営業所／休憩所と車庫は最大10km（大都市圏）以内において運営せざるを得ない状況がありました。この認可により**車庫と営業所は併設することが可能**となりますので車両点検に始まる点呼業務を確実スムーズに実施でき、輸送の安全につながるものと確信しています。



写真1.構内走行試験



写真2.営業所としての設置状況

認可申請に先立ち、予備検査終了後このトレーラーの構内道路走行試験ではハウスを積載した状態で実際にけん引走行を行い、電磁ブレーキテストなどの車両としての性能も確認しました。

基本的な営業所（事務所）や休憩室の要件は概ね下記のように定められています。

【営業所】

1. 賃貸の場合は1年以上の契約であること
2. 駐車場から直線距離で10km以内（大都市圏）にあること
3. 事務所の場所が「市街化調整区域」でないこと
(都市計画法の規定)
4. 市街化調整区域の場合でも、昭和45年11月前後に建築され、
事務所として使用されていた場所であれば使用可能
(案件により使用できない場合もある)
5. 事務所の場所の用途地域が「第1種低層住居専用地域」「第2種低層住居専用地域」「第1種中高層住居専用地域」
(都市計画法の規定)と呼ばれる場所でないこと
6. 建築基準法、農地法、消防法などに適合した建物であること
7. 10m²以上の大きさがあること
8. 机、椅子、電話などが揃っていること
9. プレハブを使用する場合、建築確認申請をしていること

【休憩室】

10. 事務所内か駐車場内、またはその近隣にあること
11. 賃貸の場合は1年以上の契約であること
12. 都市計画法、農地法、建築基準法、消防法に触れるものでないこと
13. ドライバーがいつでも利用できる施設であること